

道路占用料新旧対照表(令和2年4月改定)

単位(円)

現 行			改 定					
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	調整占用料	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	1,480円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	1,770円	1,940円
	第二種電柱		2,280円		第二種電柱		2,730円	2,980円
	第三種電柱		3,070円		第三種電柱		3,680円	4,020円
	第一種電話柱		1,320円		第一種電話柱		1,580円	1,730円
	第二種電話柱		2,120円		第二種電話柱		2,540円	2,770円
	第三種電話柱		2,910円		第三種電話柱		3,490円	3,810円
	その他の柱類		130円		その他の柱類		150円	170円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	13円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	15円	17円	
	地下に設ける電線その他の線類		8円	地下に設ける電線その他の線類		9円	10円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,320円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,580円	1,730円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	790円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	940円	1,040円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,650円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,180円	3,460円	
郵便差出箱	1,110円		郵便差出箱及び信書便差出箱	1,330円		1,450円		
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	6,900円	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	7,610円	7,610円		
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,650円	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,180円	3,460円		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	79円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	94円	100円
	外径が0.1メートル以上0.3メートル未満のもの		240円		外径が0.1メートル以上0.3メートル未満のもの		280円	310円
	外径が0.3メートル以上のもの		640円		外径が0.3メートル以上のもの		760円	830円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	2,650円	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	3,180円	3,460円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	AIに0.004を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	AIに0.005を乗じて得た額	AIに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	AIに0.007を乗じて得た額			階数が2のもの	AIに0.008を乗じて得た額	AIに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	AIに0.008を乗じて得た額			階数が3以上のもの	AIに0.01を乗じて得た額	AIに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路	3,450円	上空に設ける通路		3,800円	3,800円		
	地下に設ける通路	2,070円	地下に設ける通路		2,280円	2,280円		
	その他のもの	2,650円	その他のもの		3,180円	3,460円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	69円	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	76円	76円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	690円		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	760円	760円

現 行					改 定						
占用物件			単位	占用料	占用物件			単位	調整占用料	占用料	
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板 (アーチであるものを除く)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	690円	道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板 (アーチであるものを除く)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	760円	760円	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	6,900円			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	7,610円	7,610円	
	標識		1本につき1年	1,980円		標識		1本につき1年	2,370円	2,600円	2,600円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	69円		旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	76円	76円	76円
		その他のもの	1本につき1月	690円			その他のもの	1本につき1月	760円	760円	
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	69円		幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	76円	76円	76円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	690円			その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	760円	760円	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	6,900円		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	7,610円	7,610円	7,610円
		その他のもの		3,450円			その他のもの		3,800円	3,800円	
	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年		2,650円	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	3,180円
令第7条第3号に掲げる施設			AIに0.028を乗じて得た額		令第7条第3号に掲げる施設			AIに0.034を乗じて得た額	AIに0.034を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	690円	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	760円	760円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				260円	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				310円	340円	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			AIに0.012を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			AIに0.013を乗じて得た額	AIに0.013を乗じて得た額	
		上空に設けるもの		AIに0.02を乗じて得た額			上空に設けるもの		AIに0.024を乗じて得た額	AIに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの			AIに0.028を乗じて得た額		その他のもの			AIに0.034を乗じて得た額	AIに0.034を乗じて得た額	
		階数が1のもの		AIに0.005を乗じて得た額			階数が2のもの		AIに0.008を乗じて得た額	AIに0.008を乗じて得た額	
その他のもの			AIに0.012を乗じて得た額	その他のもの			AIに0.013を乗じて得た額	AIに0.013を乗じて得た額			
	階数が3以上のもの		AIに0.009を乗じて得た額		階数が3以上のもの		AIに0.01を乗じて得た額	AIに0.01を乗じて得た額			
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		AIに0.012を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設	建築物		AIに0.013を乗じて得た額	AIに0.013を乗じて得た額			
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		AIに0.02を乗じて得た額	令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		AIに0.024を乗じて得た額	AIに0.024を乗じて得た額			
	その他のもの		AIに0.009を乗じて得た額		その他のもの		AIに0.009を乗じて得た額	AIに0.009を乗じて得た額			
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			AIに0.012を乗じて得た額	令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			AIに0.013を乗じて得た額	AIに0.013を乗じて得た額	
		上空に設けるもの		AIに0.02を乗じて得た額			上空に設けるもの		AIに0.024を乗じて得た額	AIに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		AIに0.028を乗じて得た額	その他のもの			AIに0.034を乗じて得た額	AIに0.034を乗じて得た額			
令第7条第12号に掲げる器具				AIに0.028を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具				AIに0.034を乗じて得た額	AIに0.034を乗じて得た額	
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る)の路面下に設けるもの			AIに0.012を乗じて得た額	令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る)の路面下に設けるもの			AIに0.013を乗じて得た額	AIに0.013を乗じて得た額	
		上空に設けるもの		AIに0.02を乗じて得た額			上空に設けるもの		AIに0.024を乗じて得た額	AIに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		AIに0.028を乗じて得た額	その他のもの			AIに0.034を乗じて得た額	AIに0.034を乗じて得た額			

備 考

1. 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
2. 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
3. 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
4. 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
5. Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
6. 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
7. 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
8. 占用期間が1月未満のものについての占用料の額は、この表により算定した額に、その額に100分の10を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加えた額とする。